平成２８年（フ）第２６号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目６番17号　山田ハイツＢ201
債務者　勝見　直子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２８年（フ）第１０１号
神奈川県足柄上郡大井町金手３番地１　ファミーユおおい　204、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1773番地３
債務者　関谷　政利
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第１１９号
神奈川県小田原市多古312番地　上多幸ハイツ101
債務者　石川まり子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第２６９号
名古屋市緑区大高台２丁目1105番地　スカイメゾン大高Ｃ棟203号
債務者　栗林　隆史
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第１６６０号
東京都西東京市北町１丁目２－１
債務者　木津　直美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第１６８０号
東京都葛飾区奥戸８丁目28－３
債務者　笠井　ゆか（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第１６９２号
東京都葛飾区東堀切１丁目15―12―103
債務者　藤井　久雄
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第１６９８号
東京都品川区荏原１丁目14－９
債務者　岸本　茂樹
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第１３号
熊本県八代市郡築一番町191番地５、前住所熊本県八代市郡築一番町191番地の４
債務者　沢邑恵美子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月19日午前10時
熊本地方裁判所八代支部
平成２８年（フ）第３６号
釧路市昭和中央１丁目３番16号　ホワイトステージ１番館Ｆ号室
債務者　山田　直佳
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２８年（フ）第３８号
釧路市星が浦大通５丁目５番44号
債務者　安田寿美江
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２８年（フ）第２４号
栃木県大田原市浅香２丁目3574番地231　コーポ木下Ａ棟104号室
債務者　福田　裕幸
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２８年（フ）第１０２号
栃木県日光市藤原1210番地３
債務者　渡邊　　司
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２８年（フ）第１７号
栃木県栃木市今泉町２丁目10番21号　上原アパート２階１号、従前の住所栃木県下都賀郡壬生町大師町15番30号
債務者　山﨑　一輝
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２８年（フ）第１６６１号
東京都板橋区板橋２丁目32－６－102
債務者　山下　和也
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第１９１号
横浜市鶴見区東寺尾中台19番29―202号
債務者　田村　広昌
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部